

無料低額宿泊所開設（増設）の注意点

○事業計画、収支計画の検討

- ・無料低額宿泊所は社会福祉法第2条第3項第8号に規定する施設です。新たに開設する場合は法令の目的に沿った事業計画であることを検討ください。
- ・既に施設を開設している場合で無料低額宿泊所として届出する際は、老人福祉法、高齢者居住安定確保法、障害者総合支援法、旅館業法、その他法令によって規制されている事業は届出の対象外となります。詳しくは各法令の担当課へ確認ください。

○設置施設の基準

- ・届出対象となる施設は、建築基準法や消防法、これら関係法令に定める基準等を遵守した建築物でなければなりません。
(建築基準法では「寄宿舍、下宿又は共同住宅」と取り扱われますが、不特定多数が短期間の宿泊する等の入居者の入れ替わりが頻繁である場合は「旅館、ホテル及び宿泊所その他これらに類するもの」と取り扱われる場合があるので、所管の消防機関へ確認ください。)

○サービス提供の配慮

- ・入居者の大部分が生活困窮者となることから、サービスの提供方法や避難経路等の安全確認の方法等を詳しく検討ください。



**開設の3ヶ月前を目安に県社会福祉課
生活自立・支援班に事前相談をしてください。**

○立地自治体及び周辺住民への説明

- ・立地する自治体の福祉事務所（市なら市（社会）福祉事務所、町村なら県保健福祉事務所）に事業内容を説明ください。また、施設周辺の住民に対して説明会の開催やチラシの配布等を行い、施設設置の理解を求めようとしてください。説明については立地自治体の福祉事務所から助言を受けて行うようにしてください。
- ・周辺住民の理解を十分に得られてから事業を開始するようにしてください。無料低額宿泊所は届出制となり、認可ではないため、県では周辺住民とのトラブルには関与できませんのでご注意ください。
- ・「無料低額宿泊所の届出等に係る事務取扱要領」を基に必要書類を作成ください。
- ・日常生活支援住居施設として認可を求める場合は無料低額宿泊所の届出の他に「日常生活支援住居施設認定申請書（及び関係資料）」も作成ください。



**開設の1ヶ月前までに県社会福祉課
生活自立・支援班への提出が必要です。**

○現地確認

- ・開設後1ヶ月程度を目安に現地確認を行います。日程や準備書類は別途連絡しますので準備ください。